室内裝飾

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、○中略先是著裝束（中略帖紙付鏡）

〔延喜式十五内藏〕元正預前裝飾大極殿、鳳形九隻、順鏡廿五面、○中略與内匠、主殿、掃部等寮、共依例裝束、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

御帳のまくらのなかのはしらの左右に、○中略御あとのなかのはしらの左右に、又ひぢがねをうちて、おほきなるかゞみを左右にかけたり、其ていきやうだいのかゞみなり、物のぐかくるやう又おなじことなり、

〔類聚雜要抄二調度〕立調度例

永久五年七月二日、關白右大臣殿移御鴨居殿、○中略四面ニ面額ヲ引廻、斗張定東西南面有渡鴨柄懸角并鏡等、如常被用之、

保延六年十一月四日甲辰、土御門内裏移御、土御門丸南面烏夜御殿并晝御帳帷、鏡懸角、雜事等如常、

但鏡徑八寸許、事外ニ小也、不可例歟、本一尺二寸也、

船上裝飾

〔日本書紀七景行〕四十年十月戊午、爰日本武尊、則從上總、轉入陸奥國、時大鏡懸於王船、從海路廻於葦浦、横渡玉浦、至蝦夷境、

〔日本書紀八仲哀〕八年正月壬午、幸筑紫、時岡縣主祖、熊鰐、聞天皇車駕、豫拔取百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劍、下枝掛八尺瓊、參迎于周芳沙磨之浦、而獻魚鹽地、

〔榮花物語三十一殿上花見〕かぐて長元四年九月廿五日、女院、住吉、石清水にまうでさせ給、○中略賀茂河尻といふ所にて、御船にたてまつる、船は丹波守章任がつかうまつらせたりける、唐やかたの船に、こまがたをたてゝ、鏡沈紫壇などを、さま〳〵おかしきさまにつくしたり、

神事用鏡

〔日本書紀一神代〕一書曰、於是日神方開磐戸而出焉、是時、以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、此卽伊勢崇秘之大神也、